

令和 7 年度 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金

申請の手引

問合せ窓口

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局

■お電話の方はこちら
075-275-7263

■メールの方はこちら
zero-carbon-kyoto@bsec.jp

受付時間 平日（祝日、年末年始を除く）午前 9 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分

株式会社JTB 京都支店 京都市下京区河原町通松原上る 2 丁目富永町 3 3 8
京阪四条河原町ビル 7 階

申請書類提出先

■提出先はこちら

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局 宛

zero-carbon-kyoto@bsec.jp ※申請はメールでの受付のみとなります。

令和 7 年 10 月 28 日
第 4 版

更新履歴

更新日	主な更新内容
令和 7 年 5 月 1 日	第 1 版 公開
令和 7 年 5 月 21 日	第 2 版 ・ 30 頁に、「京都市から申請者へ送付する文書の押印見直しについて」の取扱いを追記。 ・ 32 頁に、交付申請時の提出資料（太陽光発電設備等）として、設置場所建築物が新築等の場合の代替資料を追記。
令和 7 年 6 月 17 日	第 3 版 ・ 17 頁「4 補助対象事業」、34 頁「8 提出書類と確認事項」について、高効率照明機器の要件を更新。 ・ 23 頁の、複数年度事業における補助金申請の流れを更新。
令和 7 年 10 月 28 日	第 4 版 ・ 13 頁、14 頁「4（4）補助対象設備ごとの補助要件」について、太陽光発電設備、蓄電池の要件を更新。 ・ 24 頁「6（3）手続きの留意事項」について、事前着手届に関する留意事項を追記。 ・ 27 頁「6（5）その他の手続き」について、申請の取下げに関する手続きの流れを修正。 ・ 31 頁、32 頁「8（1）交付申請時の提出書類と確認事項」について、見積書、建物登記等、設置図に関する留意事項を追記。 ・ 36 頁、37 頁「8（2）実績報告時の提出書類と確認事項」について、契約書の写し、支出を証する書類の写し、再エネ切替を証する書類、工事内容を証する書類に関する留意事項を追記。

目次

1	はじめに	4
2	昨年度からの変更点	5
3	補助金の概要について	7
(1)	補助事業名	7
(2)	申請受付期間（交付申請・事業開始承認申請）	7
(3)	補助対象事業の実施期間	7
(4)	補助対象者	7
(5)	補助金の額	9
4	補助対象事業	10
(1)	対象地域となる群又はエリア等	10
(2)	補助対象事業及び補助対象設備	10
(3)	補助対象事業の要件	11
(4)	補助対象設備ごとの補助要件	11
5	補助対象経費	18
(1)	補助対象経費	18
(2)	補助対象外経費の例	21
6	申請の流れ	22
(1)	一般的な補助金申請の流れ（単年度事業※）	22
(2)	一般的な補助金申請の流れ（複数年度事業※）	23
(3)	手続きの留意事項	24
(4)	提出期限（一部再掲）	26
(5)	その他の手続	27
7	その他留意事項について	29
(1)	工事の法律・条例上の注意事項について	29
(2)	工事にあたって、関係者への確認について	29
(3)	取得財産等の処分について	29
(4)	補助金の併用について	30
(5)	アンケートについて	30
(6)	京都市から申請者へ送付する文書の押印見直しについて	30
8	提出書類と確認事項	31
(1)	交付申請時	31
(2)	実績報告時	36
(3)	請求	39
(4)	その他の手続	39

1 はじめに

京都市では、全国に先駆けて 2050 年 CO2 排出量正味ゼロを宣言し、市民・事業者の皆様とともに、オール京都で脱炭素社会の実現に挑戦しており、令和 4 年 11 月 1 日に、国が進める「脱炭素先行地域」に選定されました。

この度、環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定された京都市の計画（以下「市計画」という。）において対象とする地域（以下「対象地域」という。）における再生可能エネルギーの導入等の脱炭素化を推進することを目的として、京都市脱炭素先行地域づくり事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付を実施します。

◆脱炭素先行地域とは？

京都市では、全国に先駆けて 2050 年 CO2 排出量正味ゼロを宣言し、市民・事業者の皆様とともに、オール京都で脱炭素社会の実現に挑戦しており、令和 4 年 11 月 1 日に、国が進める「脱炭素先行地域」に選定されました。

「脱炭素先行地域」とは、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて国が進める取組の一つで、2030 年までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現していく地域です。

(1) 申請の手引について

本手引は、「令和 7 年度京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金」（以下「本補助金」という。）の交付に関し、「[京都市補助金等の交付等に関する条例](#)」、「[京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則](#)」及び「[京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱](#)」に定めるもののほか必要な事項を定めることに加え、本補助金を利用する方に手続方法や申請書類の作成方法を把握いただく手助けをするものです。

補助金の申請に当たっては、必ず、「本手引」や「記入例」、「よくあるご質問」をよくお読みいただいたうえで手続を行ってください。

2 昨年度からの変更点

補助金の申請窓口や交付に係る要件等について、令和6年度から令和7年度にかけて以下ア～ウのとおり制度変更を行いました。昨年度本補助金の代行申請を行った事業者の皆様は特に、必ず以下の変更点をご確認のうえ申請を行ってください。

ア 問合せ・申請受付窓口について

令和7年度から、補助金に係る問合せ・申請受付窓口が以下のとおり変更になりました。なお、申請書類の提出は引き続きメールでの受付のみ（郵送・持参不可）です。

（ア）問合せ窓口

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局（株式会社JTB 京都支店）

受 付 : 平日※ 午前9時30分～午後5時30分
※祝日、年末年始を除く
住 所 : 京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338
京阪四条河原町ビル7階
電 話 番 号 : 075-275-7263
電 子 メ ー ル : zero-carbon-kyoto@bsec.jp

（イ）申請書類提出先

宛 先 : 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局 宛
電 子 メ ー ル : zero-carbon-kyoto@bsec.jp

イ 再エネ100%電力への切替え時期について

令和7年度に本補助金を利用される場合は、原則、**実績報告書の提出までに**、補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物の使用電力を、**再エネ100%電力※にし、また、2030年度末まで継続すること**が本補助金の交付要件です。

※ 商店街エリアの場合は、店舗又は事業所単位での切替えでも可とします。

※ 補助対象設備となる高効率照明機器が「街灯」であるなど、建築物以外に設備を設置する場合は、当該設備の稼働に伴う使用電力を指します。

※ 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力のことをいいます。再エネ発電設備を設置していない場合は、小売電気事業者が販売する再エネ電力メニューを契約したりすることで、建築物で使用する電力を再エネ100%電力に切り替えることができます。

以下ウェブサイトで京都市と連携している小売電気事業者の再エネ100%電気プランを紹介しています。

<https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/enegrid/>

ウ CO2削減効果（CO2 排出削減量）の算定方法について

補助対象設備（高効率空調機器、高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム）を新設する場合や、更新前の設備の性能が不明である場合の CO2 排出削減量の算定における、補助対象設備の比較対象となるベースライン（基準値）※の設定の考え方を変更しました。昨年度補助対象となっていた設備であっても補助対象外となる可能性がありますので、脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」に掲載している各設備の CO2 排出削減量計算書を活用し、導入設備を決定する前に変更後の算定方法で CO2 削減効果があることをご確認ください。

※ ベースライン（基準値）は、比較対象となる従前の設備が存在しない場合、代表的なメーカー（原則 3 社以上）の現在販売されている機器・システムのカタログ値（効率の高い値）の平均値を基準値とし、比較すること。

3 補助金の概要について

(1) 補助事業名

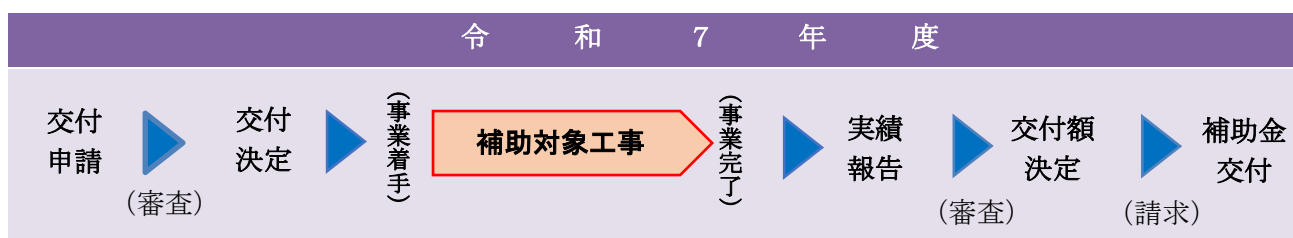
京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金

(2) 申請受付期間（交付申請・事業開始承認申請）

令和7年5月1日（木）から同年12月26日（金）まで

※ 申請総額が当該年度の「(4)補助対象者」ごとの予算上限額に達した時点で、受付を終了します。

(3) 補助対象事業の実施期間



ア 補助対象事業の実施期間（事業着手～事業完了）の考え方

・ 事業着手

事業着手とは、相手方（補助対象設備の設置工事や補助対象建築物の建築工事を行う事業者）との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早い方をいいます。

・ 事業完了

事業完了とは、工事完了日又は工事費用の支払日のいずれか遅い方をいいます。

イ 提出期限

・ 実績報告

補助対象事業が完了した日から起算して60日以内又は令和8年2月13日（金）のいずれか早い期日

・ 補助金の請求

補助金交付額決定通知書（第16号様式）を受け取った日から14日以内

(4) 補助対象者

環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定された京都市の計画（以下「市計画」という。）において対象とする地域（以下「対象地域」という。）において市計画に基づく取組を行う以下のア～オの方が本補助金の補助対象者です。

なお、補助金は、申請者以外の名義の口座には原則お振込みできませんのでご注意ください。

申請者＝契約者＝領収書及び保証書の宛名＝振込口座名義人

- ア 文化遺産群において補助対象事業を実施する者のうち、以下のいずれかに該当する施設を所有又は管理する個人又は法人
- (ア) 神社、寺院その他これらに類する施設又はこれに関連する施設
 - (イ) 文化遺産又はこれに関連する施設
- イ 商店街エリアにおいて補助対象事業を実施する者のうち、以下のいずれかに該当する者
- (ア) 商店街振興組合
 - (イ) 商店街振興組合に加盟する個人又は法人
 - (ウ) ア及びイが入居する建築物の所有者
- ウ 以下の住宅群・エリアにおいて補助対象事業を実施する個人又は法人
- 三宅市営住宅跡地エリア
- エ グリーン人材育成拠点群において補助対象事業を実施する法人
- オ その他対象地域において補助対象事業を実施する法人

※ 「市計画」の概要はこちら↓

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000305/305694/gaiyou.pdf>

※ 「市計画」はこちら↓

https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000305/305694/01_keikakusyo.pdf

※ 対象地域となる「群」や「エリア」の考え方については、本手引の 10 ページをご参照ください。

また、上記にかかわらず、以下の(1)～(11)に該当する方には本補助金を交付できませんので、該当する項目がないか申請前にご確認ください。

- (1) 既に納期が到達している国税及び地方税の未納滞納者
- (2) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (3) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (5) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(2)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (8) (2)から(6)まで ((7)の場合を除く。) のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、市長が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わない者
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者
- (10) 公序良俗に反する活動を行う者、その他市長が適当でないと認める者
- (11) 国又は地方公共団体等

(5) 補助金の額

補助金の額は補助対象経費の 2/3 以内 です。

ただし、商店街エリアで取組を実施する者のうち、「商店街振興組合に加盟する個人又は法人」、「商店街振興組合に加盟する個人又は法人が入居する建築物の所有者」及び「商店街振興組合が入居する建築物の所有者」が申請する場合については、補助対象設備を導入する店舗又は事業者当たり 300万円 を補助金の上限額とします。

また、三宅市営住宅跡地エリアに関する補助対象事業を実施する個人又は法人については、補助対象設備を導入する戸建住宅一戸当たり 300万円 を補助上限額とします。

4 補助対象事業

(1) 対象地域となる群又はエリア等

補助対象事業の実施場所は、以下の群又はエリア等に限ります。

ア 文化遺産群

市内各所の文化遺産

イ 商店街エリア

伏見大手筋商店街、納屋町商店街、竜馬通り商店街

ウ 住宅群・エリア

三宅市営住宅跡地エリア 三宅第一市営住宅跡地

エ グリーン人材育成拠点群

龍谷大学深草キャンパス、立命館大学市内キャンパス、京エコロジーセンター

オ その他

その他市計画の対象地域

(2) 補助対象事業及び補助対象設備

対象地域ごとの補助対象事業及び補助対象設備は、以下に掲げる表のとおりです。

表 1 対象地域ごとの補助対象事業と補助対象設備

対象地域	補助対象事業	補助対象設備
文化遺産群	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省ＣＯ２等設備整備	高効率空調機器
		高効率照明機器
商店街エリア	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省ＣＯ２等設備整備	高効率空調機器
		高機能換気設備
		高効率照明機器
		高効率給湯機
		コージェネレーション
三宅市営住宅跡地エリア	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省ＣＯ２等設備整備	ＺＥＨ、ＺＥＨ＋
グリーン人材育成拠点群	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省ＣＯ２等設備整備	高効率照明機器

その他	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	効果促進事業	

(3) 補助対象事業の要件

事業実施期間（事業着手～事業完了）が、令和7年4月9日（水）から令和8年2月13日（金）までに該当し、かつ、以下ア～ケのすべての要件を満たす事業が補助対象事業です。

- ア 4(1)の対象地域において実施するものであること。
- イ 4(2)に該当する事業のうち市計画に定める事業であること。
- ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- エ 各種法令等に遵守した設備の導入等であること。
- オ 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、対象外とする。
- カ 補助対象設備ごとの処分制限期間※を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- キ 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとする。
- ク 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、入札又は2者以上の業者から見積書を取得し、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- ケ 補助対象設備を導入する建築物（ただし、第4条第2号に掲げる者にあつては、補助対象設備を導入する店舗又は事業所単位を含む。以下同じ。）又は補助対象となる建築物の使用電力（補助対象設備を建築物以外に設置する場合は、当該設備の稼働に伴う使用電力を含む。以下同じ。）を、再エネ100%電力にし、また、2030年度末まで継続すること。

※ 本手引の27ページを参照

(4) 補助対象設備ごとの補助要件

補助対象設備ごとの補助要件は、以下に掲げる表のとおりです。

表2 補助対象設備ごとの補助要件

補助対象設備	補助要件
太陽光発電設備	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。

	c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（l）をすべて遵守していることを確認すること。 （a）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 （b）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 （c）防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 （d）一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 （e）20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 （f）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 （g）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 （h）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 （i）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 （j）交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 （k）10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 （l）10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 e PPA の場合、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
--	---

	f リース契約の場合、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 次の (a) ～ (c) のいずれかを満たすこと。 (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、(c) に準じること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 (c) 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を提案者又は共同提案者である地方公共団体内の脱炭素先行地域内の需要家（当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家に限る。（※1））に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（(a) 及び (b) の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※2）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。 ※1 ただし、脱炭素先行地域に選定された際に、地域間連携の取組として評価された場合はその限りではない。 ※2 発電量の 30%以内とする。
蓄電池	【共通】 a 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 b 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 c PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。）。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 d リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 【業務用蓄電池（4,800Ah・セル相当の kwh 以上）：e を満たすこと】 e 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh未満）：f～kの全てを満たすこと】

f 蓄電池パッケージ

- (a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

g 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413 を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。

(c) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(d) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】

「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(e) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

h 蓄電池部安全基準

- (a) JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

i 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

- (a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2 の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

j 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

- (a) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

k 保証期間

- (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

	※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
Z E H Z E H +	【共通】 a 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者 0.30 以下、区分 3～4：0.40 以下、区分 5～7：0.50 以下） b HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 c 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。（※ 8） ※ 1 本事業では、寒冷地（地域区分 1 又は 2）、低日射地域（日射区分 A1 又は A2）又は多雪地域（垂直積雪量 100 c m 以上）の場合に限り、Nearly ZEH も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 75%以上削減されている必要がある。なお、多雪地域は、建築基準法施行令第 86 条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量 100cm 以上に該当する地域とする。 ※ 2 本事業では、交付対象住宅が ZEH の場合、北側斜線制限（2 階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が 85 m²未満である土地に建築される住宅（平屋建ての場合を除く）及び多雪地域（垂直積雪量 100cm 以上）に建築される住宅に限り、ZEH Oriented も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されている必要がある。 ※ 3 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。 ※ 4 再エネ等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。 ※ 5 本事業では、「※ 1」に該当する場合に限り Nearly ZEH を、「※ 2」に該当する場合に限り ZEH Oriented であることも可とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号。以下、「改正建築物省エネ法」という）の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。 ※ 6 本事業では、「※ 1」に該当する場合に限り Nearly ZEH であることも可とする。また、改正建築物省エネ法の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。 ※ 7 区分 8 の地域については、[ZEH+の選択要件] のうち「外皮性能の更なる強化」は選択できない。 ※ 8 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要がある。

	【直交集成板（CLT）を導入する場合：d・eを満たすこと】 d 交付対象となる CLT は、次の（a）～（c）の要件を全て満たすこと。 （a）交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。 （b）交付対象住宅における CLT 総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該 CLT の使用量が $0.1 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。 （c）工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1540 号）」に準拠すること。 e 国内製品においては、JAS 認定工場で製造された JAS 製品であること。 ※CLT の導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、交付対象とならない。
高効率空調機器 高機能換気設備 高効率照明機器 高効率給湯器 コージェネレーションシステム	【共通】 a 民生部門の電力需要家において、設備の稼働に伴い、電力を使用する場合は、当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続するものであること。ただし、再エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット、FIT 非化石証書又は非 FIT 非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。 【高効率空調機器：b を満たすこと】 b 従来の空調機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。 【高機能換気設備：c を満たすこと】 c 平時に活用するものであり、次の（a）～（c）の要件を全て満たすこと。 （a）全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること。 （b）必要換気量（1 人当たり毎時 30 m^3 以上※）を確保すること。 （c）熱交換率 40% 以上（JIS B 8639 で規定）であること。 ※建築物の構造上、一人あたり毎時 30 m^3 を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和 2 年 3 月 30 日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。 【高効率照明機器：d を満たすこと】 d 調光制御機能を有する LED に限る。 調光制御機能を有する LED とは、次の①～③のいずれかの機能を有する LED のことを指す。 ①スケジュール制御 予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能 ②明るさセンサによる制御 明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する ③不在調光制御 人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する

	【高効率給湯機器：e を満たすこと】 e 従来の給湯機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。 【コージェネレーションシステム：h を満たすこと】 h 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。
効果促進事業	a CO2 排出削減に向けた設備導入事業と一体となって、その効果を脱炭素先行地域内外に一層高めるために必要な事業等（次の（a）～（d）に掲げるものを除く。）。 （a）交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等。 （b）この効果促進事業による定量的な CO2 の削減効果が確認できないもの。 （c）ランニングコストに充当するもの。 （d）基本構想の策定に該当するもの。

5 補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助対象設備ごとの補助対象経費は、以下に掲げる表のとおりです。

表3 再エネ設備整備（太陽光発電設備）、基盤インフラ整備（蓄電池）、省CO2等設備整備（ZEH、ZEH+、高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵堀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表第4による。

表 4 効果促進事業

区分	費目	細分	内容
設備費	設備費		効果促進事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		効果促進事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。
直接費	業務費	謝礼金	効果促進事業を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。 ①効果促進事業で実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金 ②講演会等に招聘した外部専門家への講演謝金 ③個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等） ④その他効果促進事業の実施に必要な謝金
		旅費	効果促進事業に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、日当等及び効果促進事業で実施する検討委員会等の外部委員や講演会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。
		会議費	効果促進事業に直接必要な会議、シンポジウム、セミナー等の開催に伴う会議費。
		備品費	効果促進事業に直接必要な備品（地方公共団体の規定により備品と区分される物品とする）の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費。
		消耗品費	効果促進事業に直接必要な物品（地方公共団体の規定により消耗品と区分される物品とする）の購入経費。
		借料及び損料	効果促進事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料など。
		賃金	効果促進事業に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与、社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）。
		通信運搬費	効果促進事業に直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。
		光熱水費	電気・水道・ガス料金等の光熱水費。
		印刷製本費	効果促進事業に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
		雑役務費	効果促進事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務（速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。

		委託料	効果促進事業の全部又は一部を他者へ委託するために必要な経費（別表第3に掲げる経費のほか、受託者の人件費及び間接経費を含む。）
--	--	-----	--

(2) 補助対象外経費の例

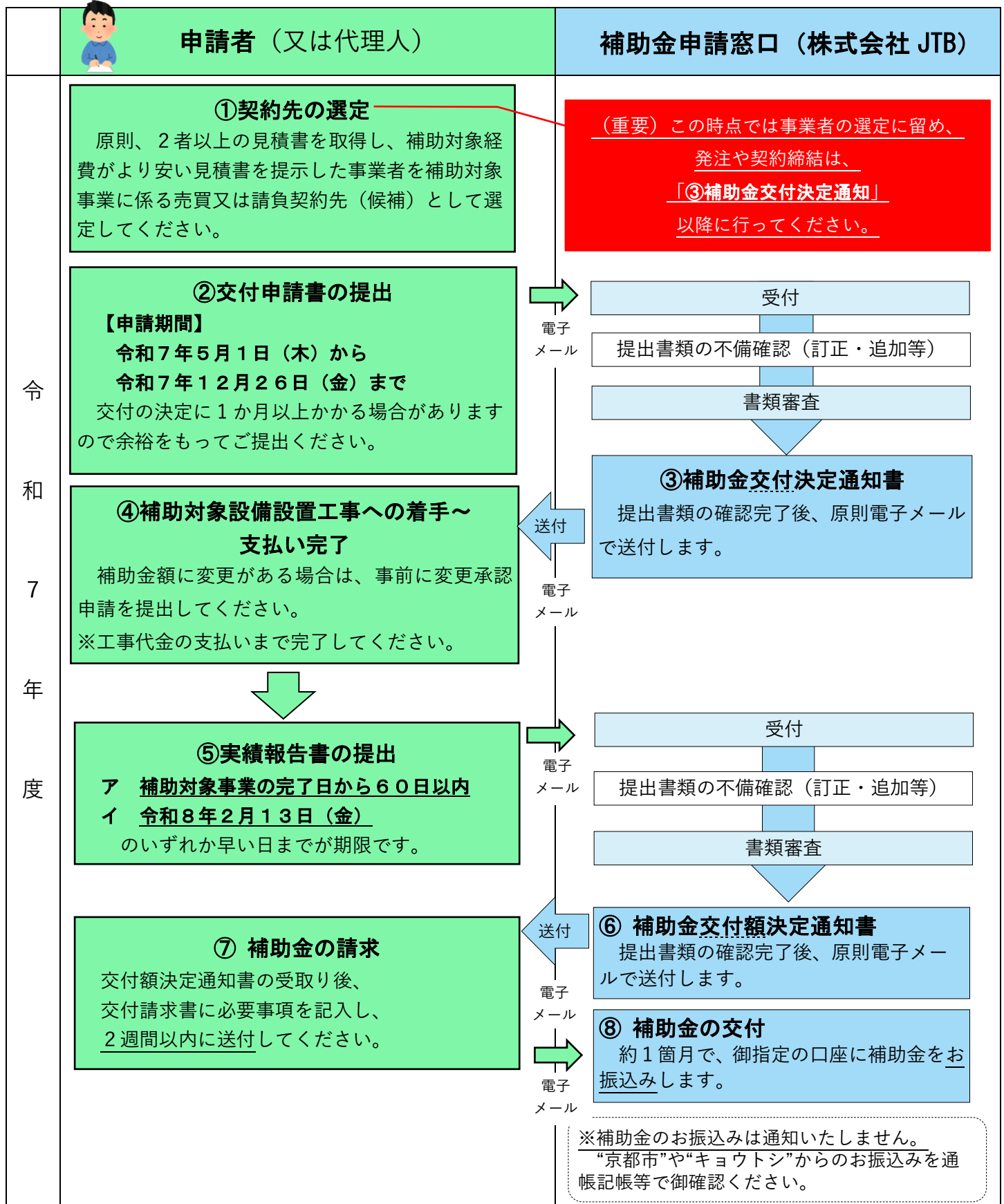
以下の経費については補助対象外経費です。

- ・ 補助金の交付決定が行われる前に発生した経費
- ・ 本補助金の申請手続きに係る費用（申請手続きの委託費や手数料）
- ・ 設備を設置するために行う建物の建築や基礎工事
- ・ 設備設置等にあたり必要な建築物の躯体に関する工事費
- ・ サイディング等の外壁材改修、外壁塗装、屋根葺替、屋根塗装、遮熱シート、防水工事、クロス、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材等に係る費用
- ・ 既存設備（断熱材含む）の解体、撤去、移設、処分に係る費用
- ・ 産業廃棄物及び廃材の処分費
- ・ 養生清掃費
- ・ 販売事業者や工事会社などへの振込手数料
- ・ 導入した設備の保守管理や維持管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- ・ 企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS 調査やポテンシャル調査等））
- ・ 電力会社や所轄行政機関等への申請・届出・登録に係る費用
- ・ 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用
- ・ 商用化されていない設備や中古設備の導入に係る費用
- ・ ペロブスカイト型太陽光発電設備のように、現時点で実証段階の技術・設備

6 申請の流れ

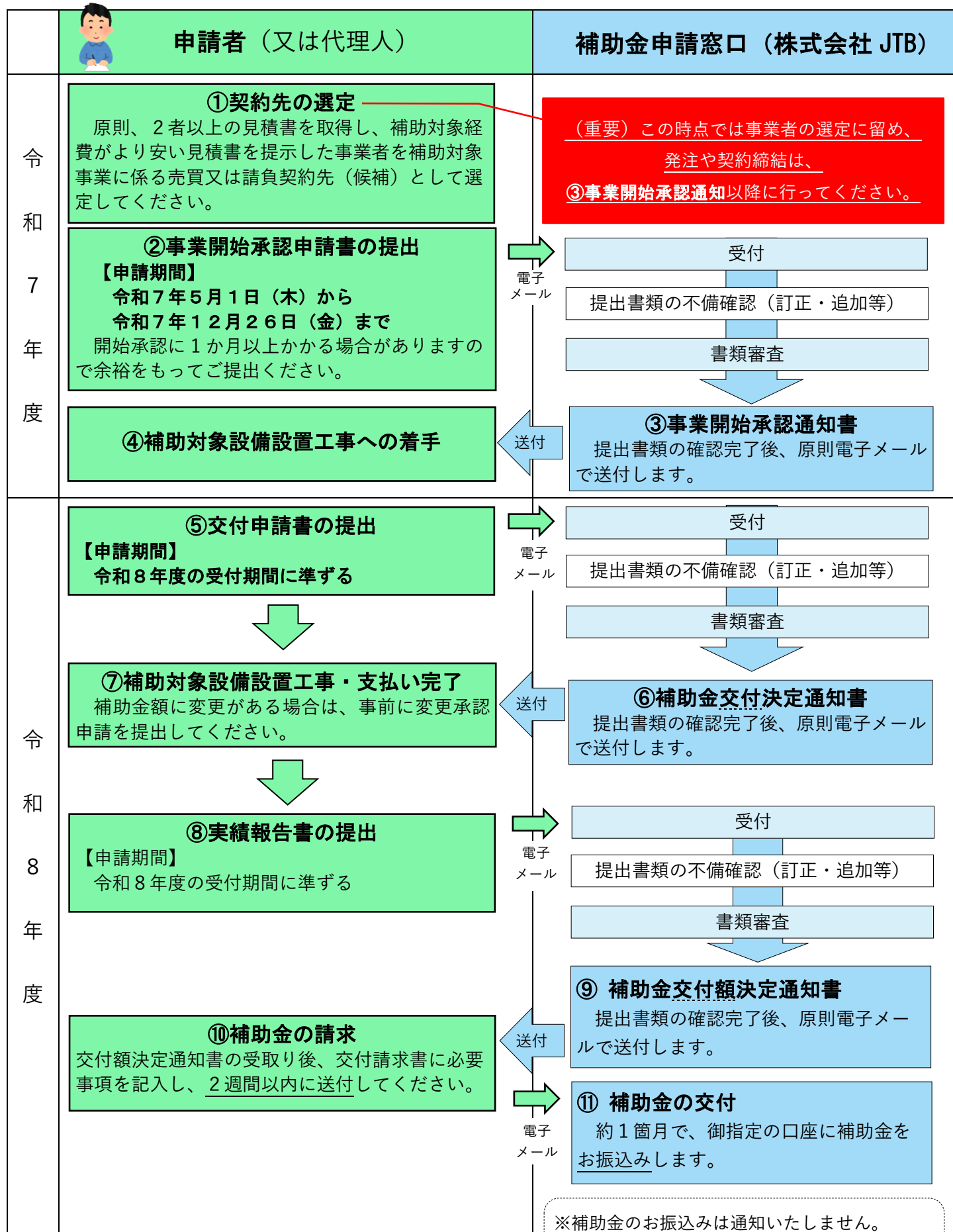
(1) 一般的な補助金申請の流れ（単年度事業※）

※ 令和7年度に事業着手（＝契約又は工事着工のいずれか早い方）し、令和8年2月13日までに実績報告が完了する場合



(2) 一般的な補助金申請の流れ（複数年度事業※）

※ 令和7年度に事業着手（＝契約又は工事着工のいずれか早い方）し、令和8年度の申請期間までに実績報告が完了する場合



(3) 手続きの留意事項

補助金の申請に当たり、以下のア～オの点にご留意ください。

ア 主な内容について

補助金を受けるには、**「交付申請」・「実績報告」・「補助金請求」**の手続が必要です。

- ・ 申請書類等の提出は、補助金事務局宛に**原則電子メール**で行ってください。
- ・ 受付期間内に交付申請を行ってください。受付・審査後、交付決定通知書を送付します。
- ・ **補助対象工事の契約及び着工は、必ず交付決定通知日以降に実施**してください。交付決定を通知する前に実施したものについては、補助金の交付対象とはなりません。ただし、次の①、②のいずれかに該当する場合についてはこの限りではありません（この場合も補助要件をすべて満たす必要があります）。

① 申請者が居住・所有する住宅の場合で、令和7年4月9日から令和7年4月30日までに事業着手したとき

② やむを得ない事由により、交付決定通知前に事業を実施しようとする場合において、交付申請時に京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事前着手届（第2号様式）を京都市に提出^{※1}し、受理^{※2}されたとき

※1 事前着手届提出時には、交付申請時の必要書類がすべて揃っている必要があります。

※2 事業着手の理由によっては、受理できない場合があります。

- ・ 申請手続き後に交付申請額に変更が生じる場合は、原則として、工事着工前に必ず変更の手続きを行ってください。（軽微な変更を除く。）
- ・ 工事の中止・廃止をするときは、廃止申請の手続きを行ってください。
- ・ 工事内容の確認のため、現場検査を実施することがあります。
- ・ 交付申請等の手続について、申請者が他の者から支援を受ける場合、その費用等について申請者と支援者の両方で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。なお、同手続によって支援者が報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。

イ CO2削減効果について

補助対象事業の実施に伴いCO2削減効果があることを申請書類上でお示しいただく必要があります。CO2削減効果が見込めない事業は補助対象外となりますので、導入設備の選定に当たっては、予めCO2削減効果を見込むことができるかどうかご確認のうえ導入設備を決定してください。

ウ 見積書の取得について

補助対象事業を遂行するために売買又は請負契約を行う場合、契約先の選定を一般の競争に付す必要があります。その手法の1つとして、原則、同条件で2者以上の見積書を取得し、補助対象経費が安い方の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。

※ 「補助対象経費」については、本手引の18ページをご参照ください。

※ 補助対象経費は原則、補助対象設備ごとに安いかどうかの比較を行います。そのため、補助対象設備ごとの補助対象経費の金額が分かる見積書を 2 者以上（選定しない方の事業者が作成したものを含む。）から取得する必要があります。ただし、「太陽光発電設備」と「蓄電池」については、その性質上不可分である（一帯の工事とみなせる）ことから、同時設置する場合に限り、補助対象設備ごとではなく、両設備の補助対象経費の合計額が安い方を見積書を採用してもよいこととします。

※ 見積書の取得に当たっては、宛名（申請者の氏名又は法人名称）、発行日（交付申請前の日付）、施工場所所在地、経費の内訳が明記された見積書を事業者から取得してください。また、補助対象経費について、見積書の経費内訳のうちどの項目を補助対象経費に含めたか不明瞭な場合は、補助対象経費に含めた費用を示す書類を添付するほか、見積書の値引き額や調整費について、見積書のどの項目から減額されているか不明瞭な場合は、それが確認できる書類を添付してください。

- ・ ただし、ZEH、ZEH+については、一般の競争に付することが困難又は不適当であることから、2 者以上の見積書取得を不要とします。
- ・ また、その他の補助対象設備についても、一般の競争に付することが困難又は不適当であると京都市が認める場合※¹ については、随意契約※² を行うことができます。以下の事由に該当する可能性がある場合は、交付申請前に窓口までご相談ください。

※¹ 単に時間的猶予がないという理由のみでは認められません。

※² 競争によらず、任意に特定の相手方を選定して契約する方法のこと

- ・ 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要がある場合
- ・ その他一般の競争に付することが困難又は不適当である場合

エ 写真の撮影について

補助金のご利用に当たっては、工事の着工前や工事中、完了後の写真の提出が必要となります。撮影を忘れた場合、補助金を交付できないことがありますので、予め以下の表をご確認いただき、必要な写真をご撮影ください。

※ 各段階でどのような写真が必要となるのかについては、下表をご参照ください。

表 5 写真撮影の要否

補助対象設備	着工前	工事中	完了後
太陽光発電設備	×	×	○
蓄電池	×	×	○
ZEH・ZEH+	○	○	○
高効率空調機器	○	×	○
高機能換気設備	×	×	○
高効率照明機器	×	○	○
高効率給湯器	○	×	○
コージェネレーション	○	×	○

○：要撮影、×：撮影不要

オ 脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」※での事例紹介について

脱炭素先行地域は、2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現するとともに、地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示し、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる地域です。2050年カーボンニュートラルに向けて、当該モデルを京都市内はもとより全国に波及させるため、脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」（以下「ポータルサイト」という。）では、本補助金を活用した設備導入等の事例を紹介しています。

補助金交付後に同ポータルサイトに設備導入等についての事例紹介を掲載しますので、ご協力をお願いします。

※ 「脱炭素京都」はこちら→<https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/>

(4) 提出期限（一部再掲）

ア 事業着手

事業着手とは、相手方（補助対象設備の設置工事や補助対象建築物の建築工事を行う事業者）との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早い方をいいます。

イ 事業完了

事業完了とは、工事完了日又は工事費用の支払日のいずれか遅い方をいいます。

ウ 提出期限

（ア）実績報告

補助対象事業が完了した日から起算して60日以内又は令和8年2月13日（金）のいずれか早い期日

（イ）請求書

補助金交付額決定通知書（第16号様式）を受け取った日から14日以内

（ウ）その他

a 変更申請

補助金の交付予定額の増減を伴う変更を行おうとしたとき

※ 例えば、申請内容の変更に伴い変更契約を必要とする場合は、変更契約の締結までに京都市から変更承認通知を受け取っている必要があります。

b 廃止申請

交付決定を受けた補助対象事業の実施を取りやめようとしたときから令和8年2月13日（金）まで

c 取下げ（交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げたい場合）

交付決定通知を受け取った日の翌日から起算して20日を経過した日まで

d 自家消費割合の報告（太陽光発電設備（オンサイト）のみ）

事業完了日の属する年度の翌々年度の7月31日まで

※ 令和7年度に補助金の交付を受けた場合、令和9年7月31日まで

e 対象地域内での消費割合の報告（太陽光発電設備（オフサイト）のみ）

発電開始日の属する年度の翌年度の7月31日まで

※ 令和8年度に発電開始した場合、令和9年7月31日まで

(5) その他の手続

ア 変更承認申請

補助金の交付予定額の増減を伴う変更を行おうとする場合は、予め※変更承認手続きを行う必要がありますので、変更承認申請書（第9号様式）に以下の書類を添えて提出してください。

※ 申請内容の変更に伴い変更契約を必要とする場合は、変更契約の締結までに京都市から変更承認通知を受け取っている必要があります。

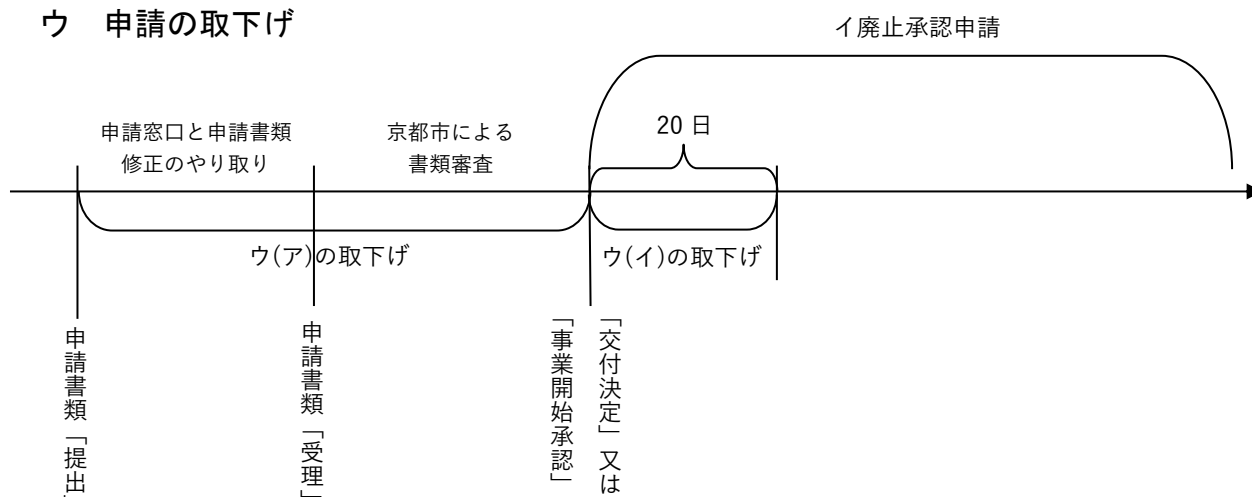
【添付書類】

- ・ 交付申請時に提出した添付書類のうち変更予定のもの

イ 廃止承認申請

交付決定を受けた補助対象事業の実施を取りやめようとする場合※は、廃止承認手続きを行う必要がありますので、補助対象事業の実施を取りやめようとしたときから令和8年2月13日（金）までの期間に廃止承認申請書（第12号様式）を提出してください。

ウ 申請の取下げ



(ア) 交付申請書、事業開始承認申請書又は事前着手届の交付決定前又は事業開始承認前までの期間に申請を取り下げたい場合

⇒メール等の記録が残る方法で申請受付窓口まで取り下げたい旨をお知らせください。

(イ) 交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げたい場合
⇒ 交付決定通知を受け取った日の翌日から起算して20日以内※に交付申請取下書（第8号様式）を提出してください。

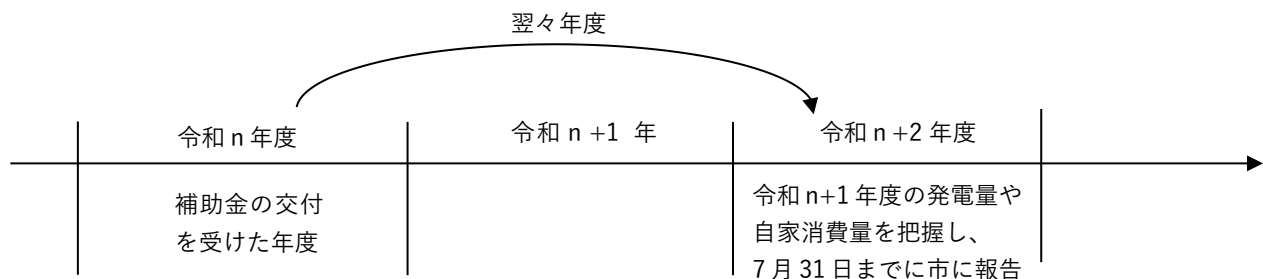
※ それ以降に申請を取り下げたい（取りやめたい）場合は、10(2)の「廃止承認申請」の手続を行ってください。

エ 自家消費割合の報告（太陽光発電設備（オンサイト）のみ）

太陽光発電設備（オンサイトのみ）に係る補助金の交付を受けた方は、事業の完了の属する年度の翌々年度の7月31日までに、自家消費割合実績報告書（第21号様式）に以下の書類を添えて提出してください。

【添付書類】

- ・ 発電量が分かる資料
- ・ 自家消費量が分かる資料



オ 対象地域内での消費割合の報告（太陽光発電設備（オフサイト）のみ）

太陽光発電設備（オフサイトのみ）に係る補助金の交付を受けた方は、補助対象設備により発電を開始した日の属する年度の翌年度の7月31日までに、対象地域消費割合実績報告書（第22号様式）に以下の書類を添えて提出してください。

【添付書類】

- ・ 発電量が分かる資料
- ・ 京都市脱炭素先行地域内での消費量が分かる書類



7 その他留意事項について

(1) 工事の法律・条例上の注意事項について

- ・ 京都市内は、多くの地域で景観の規制があり、手続が必要となる場合があります。工事に伴い屋根や外壁、窓・ドアの色等が変わる場合には、お住まいの地域の基準に合っているかご確認ください。なお、手続には時間を要しますので、余裕をもって手続をしてください。詳しくは、記入例 P8-10 をご確認ください。また、京都市役所 都市計画局 景観政策課 都市デザイン担当(222-3474)又は風致保全課(222-3475)にご相談ください。
- ・ その他、工事にあたっては、関連する法令を十分確認のうえ行ってください。

(2) 工事にあたって、関係者への確認について

- ・ 工事を行う住宅を複数の者で共有している場合には、共有者全員の同意を得てください。

(3) 取得財産等の処分について

- ・ 本補助金を活用して取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、**事前に処分内容等について市長の承認を受ける必要があります**。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊す（廃棄を含む。）こと等をいいます。

表6 補助対象設備ごとの処分制限期間

補助対象設備			処分制限期間
太陽光発電設備			17年
蓄電池			6年
ZEH、ZEH+	木造		22年
	鉄骨鉄筋コンクリート造		47年
高効率空調機器※	器具及び備品（家庭用）		6年
	建物附属設備 （業務用）	冷凍機出力 22kW 以下	13年
		その他	15年
高機能換気設備			15年
高効率照明機器			15年
高効率給湯機器			6年
コージェネレーションシステム			15年

※ 冷却装置、冷風装置等が一つのキャビネットに組み合わされたパッケージドタイプのエアーコンディショナーであっても、ダクトを通じて相当広範囲にわたって冷房するものは、「器具及び備品」に該当せず、「建物附属設備」の冷房設備に該当します。

(4) 補助金の併用について

- ・ 同一の設備に対して、本補助金以外の国費が充当されている補助制度（国の予算による補助制度）から補助を受けることはできません。
- ・ 本補助金以外の補助金の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、補助対象経費から本補助金以外の補助金の額を除いた額を上限とします。

(5) アンケートについて

- ・ 京都市の必要に応じて、補助対象事業の実施に関するアンケート等を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

(6) 京都市から申請者へ送付する文書の押印見直しについて

- ・ 京都市が申請者へ送付する文書（交付決定通知書、交付額決定通知書、事業開始承認通知書等）について、押印を省略しています。
- ・ 申請者の事情（社内規定等）により押印が必要となる場合及び電子メールでのやり取りが困難な場合には、押印した文書を郵送にて送付いたしますので、申請時にお伝えください。
- ・ 押印を行わない文書については、電子メールにより送付いたします（申請者が団体の場合は、複数名のメールアドレス（共用メールアドレスの場合は、1 アドレス）へご送付いたします）ので、電子メールを受信されましたら、受信した旨の簡潔なメールをご返信ください。なお、押印を行わない代わりに、送付する文書に、文書番号、担当室の担当者の氏名、連絡先を明記いたしますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

8 提出書類と確認事項

(1) 交付申請時

提出書類と確認事項		記入例
【共通】		
☐ 交付申請書（第 1 号様式）／事業開始承認申請書（第 5 号様式）		P4
☐ 事業計画書（別紙 1）		P6-15
☐ 本人確認書類	☐ 発行後 3 箇月以内のもの 【個人】 以下の内容が確認できる、住民票の写し等 （例：住民票の写し、運転免許証、マイナンバーカード） ☐ 氏名 ☐ 住所 ※マイナンバーが記載されているものは受取不可です。 該当箇所を隠してください。 【法人】 以下の内容が確認できる、現在事項又は履歴事項証明書 の写し等 ☐ 商号又は名称 ☐ 本店又は主たる事務所の所在地 ☐ 代表者の職名及び氏名	
☐ 付近見取図 （任意様式）	☐ 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の所在地が容易 に特定できるもの	P23
☐ 見積書 （任意様式）	☐ 同条件で 2 者以上の見積書を取得している（ZEH、ZEH+は相 見積不要） ☐ 宛名が交付申請書（第 1 号様式）に記載の申請者と一致 ※（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名まで記載されている ☐ 工事等の実施場所所在地が記載されている ☐ 補助対象経費と補助対象外経費の別がわかる 【採用分】 ☐ 補助対象経費の合計金額が相見積よりも安価である（補助対 象設備ごとに比較） ☐ 見積内訳の各行が別紙 2 のどの費目（細分）に該当するかわ かる（値引き額についても同様） ※補助の対象となる工事の種類ごとの工事費が分かるよう、見積書の項 目は工事の種類ごとに分けてください。 ※補助の対象となる工事に要する費用の合計が分かるようにしてくださ い。消費税などは除いてください。 ※メーカー名、商品名及び施工面積を記載し、計画図面や写真に記載す る番号等と対応させて、わかりやすく整理してください。 ※補助対象となる工事で値引きがある場合、補助の対象となる工事に要 する費用は値引き分を引いた費用としてください。	P21

□CO2 削減効果の 算定根拠資料 (任意様式)	□補助対象設備ごとに CO2 削減効果がある □算定に用いた性能値がカタログ等と一致 ※別に掲載の「CO2 排出削減量計算書」を参考にしてください。	P24-27
□予定工程表 (任意様式)	以下の実施予定時期がわかるもの □契約予定日 □工事予定期間 □導入予定時期 □支払予定日 □引渡予定日 (ZEH、ZEH+のみ)	
□電力需要計算書 (別紙4)及びそ の根拠資料	□別紙4に入力した値が根拠資料と一致 【根拠資料】 □需要場所が補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の所在地と一致	P22
□事業開始承認 通知の写し	※前年度に事業開始承認通知を受けた場合のみ	
□事前着手届 (第2号様式)	※申請から交付決定までの間に、やむを得ない事由により事業に着手せざるを得ない場合のみ ※事前着手届の提出をもって、補助金の交付決定等が保証されるものではありませんのでご注意ください	
□サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 (任意様式) ※太陽光発電設備や蓄電池を PPA で導入する場合のみ		
□リース料金から補助金額相当分が控除されていることを証する書類 (任意様式) ※補助対象設備をリースで導入する場合のみ		
□その他市長が必要と認める書類等 ※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。		-
【太陽光発電設備、蓄電池、高効率空調設備、高機能換気設備、 高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション】 共通		
□事業費内訳書 (別紙2)		P16-17
□仕様書、カタログ 等 (任意様式)	□補助対象設備の型番や仕様がわかる □見積書と型番や仕様が一致 ※複数の設備が掲載されている場合は、導入予定の設備が容易に判別できるように該当部分を囲うなどしてください。	
□建物登記等	□発行後3箇月以内のもの □補助対象設備を設置する建築物の所有者がわかる登記事項証明書の写し等 ※建築物以外の場所に補助対象設備を設置する場合は提出不要です。 ※新築予定の建築物などで未登記の場合は、代替資料として、設置場所の土地登記の写し (発行後3箇月以内のもの) をご提出ください。 ※宗教法人で建物登記を提出できない場合、毎会計年度終了後三月以内に京都府に提出されている財産目録の写しをご提出ください。	

□設置図等 (任意様式)	□補助対象設備の設置場所がわかる □補助対象設備と補助対象外設備の別が分かる	
	【太陽光発電設備、蓄電池】 □設備の電氣的接続がわかる	
	【高効率空調機器】 □室内機・室外機両方の設置場所がわかる	
□設備導入に関する同意書（別紙５） ※申請者、補助対象設備等の使用者及び設置場所所有者が同一でない場合のみ		
□設置施設に関する同意書（別紙６） ※申請者と設置場所所有者が同一でない場合や、設置場所が共有名義の場合のみ		
【太陽光発電設備】		
□年間の想定発電量及び想定自家消費量の算定根拠資料 (任意様式)	□算定に用いた設備容量等がカタログ等と一致 ※別に掲載の「自家消費量計算書」を参考にしてください。	
□住宅の延べ面積を証する書類 (任意様式)	【住宅（併用住宅を含む）】 以下の延べ面積がわかるもの □建築物全体 □住宅部分	
【蓄電池】		
□パッケージ型番がSIIに登録されていることが分かる資料（任意様式） ※家庭用蓄電池を導入する場合のみ		P29
□既設太陽光発電設備の出力、年間発電量及び年間自家消費率が分かる資料 (任意様式) ※蓄電池を既設の太陽光発電設備に接続する場合のみ		
【高効率空調機器】		
□撤去前写真	【更新の場合】 以下の部分についての撤去前写真 □室内機 □室外機 以下の内容がわかる銘板等の写真 □型番 □CO2削減効果の算定に用いた性能値※ ※銘板に記載がない場合は、カタログ等を提出してください。	P30
【高機能換気設備】		
□要件を満たすことが分かる資料 (任意様式)	以下の要件を満たすことが分かるもの □全熱交換器（JIS B 8628に規定されるもの）であること □必要換気量（毎時 30 m³以上/人）を確保していること □熱交換率 40%以上（JIS B 8639で規定）であること	

【高効率照明機器】		
□要件を満たすことが分かる資料 (任意様式)	以下のいずれかの機能を有する LED であることが分かるもの ☐ スケジュール制御 予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する ☐ 明るさセンサによる制御 明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する ☐ 在/不在調光制御 人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する	
□撤去前設備の型番等が分かる資料	【更新の場合】 撤去前設備について以下の内容がわかる資料 ☐ 型番 ☐ CO2 削減効果の算定に用いた性能値	
【高効率給湯器】		
□撤去前写真	【更新の場合】 以下の部分についての撤去前写真 ☐ 給湯機本体 以下の内容がわかる銘板等の写真 ☐ 型番 ☐ CO2 削減効果の算定に用いた性能値※ ※銘板に記載がない場合は、カタログ等を提出してください。	P30
【コージェネレーション】		
□都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であることが分かる資料		
□撤去前写真	【給湯機から更新の場合】 以下の部分についての撤去前写真 ☐ 給湯機本体 以下の内容がわかる銘板等の写真 ☐ 型番 ☐ CO2 削減効果の算定に用いた性能値※ ※銘板に記載がない場合は、カタログ等を提出してください。	P30
【ZEH、ZEH+】		
□関係図面	例：平面図、立面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等	

☐ 土地登記	☐ 発行後 3 箇月以内のもの ☐ 申請する住宅の住所が確認できる登記事項証明書の写し等	
☐ 設備導入等に関する同意書（別紙 5） ※申請者、申請する住宅の使用者及び所有者が同一でない場合のみ		
☐ 建築確認済証		
☐ 着手前写真	☐ 以下の内容を記入した「着手前写真ボード」が映り込んでいるもの ☐ 工事名称 ☐ 撮影日 ☐ 撮影者名 ☐ 異なるアングルから 2 枚以上撮影しているもの ※交付決定前の事前着手が求められている場合又は新築建売戸建住宅の購入予定者が申請者となる場合は提出不要です。	
☐ BELS 申請書類	【共通】 ☐ UA 値が 0.6 以下である ☐ 基準一次エネルギー消費量から再エネを含み 100%以上削減されている ☐ 基準一次エネルギー消費量から再エネを除き 20%以上削減されている	
	【ZEH+】 ☐ 基準一次エネルギー消費量から再エネを除き 25%以上削減されている ☐ UA 値が 0.5 以下である※ ※ZEH+の選択要件として「外皮性能の更なる強化」を選択している場合のみ	
【ZEH+の選択要件として電気自動車を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備を選択した場合】		
☐ 仕様書、カタログ等	☐ 充電設備又は充放電設備の使用が分かる ☐ 見積書と型番や仕様が一致 ※複数の設備が掲載されている場合は、導入予定の設備が簡易に判別できるように該当部分を囲うなどしてください。	
☐ 再エネ発電設備から電力供給可能であることが分かる資料		
☐ 配置図	以下が判別できるもの ☐ 電気自動車の保管（充電）場所 ☐ コンセントの設置位置	
【効果促進事業】		
☐ 事業費内訳書（別紙 2）		P16-17
☐ 事業内容を把握できる書類	☐ 事業名 ☐ 事業の目的 ☐ 事業の概要	

(2) 実績報告時

提出書類と確認事項		記入例
【共通】		
□実績報告書（第15号様式）		P38-39
□契約書の写し （任意様式）	☐ 宛名が交付申請書（第1号様式）に記載の申請者と一致 ※（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名まで記載されている ☐ 契約相手方が採用した見積書の作成者と一致 ☐ 契約内容が採用した見積書の内容と一致	
□支出を証する書類 の写し（任意様式）	☐ 宛名が交付申請書（第1号様式）に記載の申請者と一致 ※（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名まで記載されている ☐ 作成者が契約相手方と一致 ☐ 領収金額が契約金額と一致	
□導入した設備等を耐用年数期間満了まで使用することが分かる書類 ※補助対象設備をPPA又はリースで導入した場合のみ		
□再エネ 100%電力 への切替えを証す る書類（任意様式）	以下の内容がわかるもの ☐ 契約先の小売電気事業者名 ☐ 契約したプラン名 ☐ 契約日 ☐ 契約者名 ☐ 受電場所住所	
□その他市長が必要と認める書類等 ※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。		-
【太陽光発電設備、蓄電池、高効率空調設備、高機能換気設備、 高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション】 共通		
☐ 工事内容を証する書類（例：メーカー等が発行する納品書又は出荷証明書、保証書等） ※納品書又は出荷証明書の場合、案件名(申請者名・工事場所住所等)の記載がされていること。 また、内容に黒塗り等の処理をしないこと。 ※保証書の場合、すべての補助対象設備が納品されたことが分かること。（例えば、高効率空調設備の場合、室内機・室外機両方の型番等の記載が必要です。）		
□設置図等 （任意様式）	☐ 交付申請時からの変更箇所が分かるもの ※交付申請時から変更がない場合は提出不要です。	
□設置後写真	【共通】 ☐ 設備を導入した建物の外観写真 ※脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」での事例紹介に使用させていただきます。	P40

	【太陽光発電設備】 ☐全ての太陽電池モジュール ☐パワーコンディショナ※ ※パワコン本体のほか、銘板（工事内容を証する書類に記載の型番が記載されているもの）の写真も提出すること ☐以下の内容を記載した標識※ ※屋根置き等又は 20kW 未満の場合は不要 ☐交付対象事業者の名称、代表者氏名、連絡先電話番号 ☐保守点検責任者の名称、氏名、連絡先電話番号 ☐運転開始年月日 ☐地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により設置した旨 【蓄電池】 ☐蓄電池本体※ ☐パワーコンディショナ※ ☐蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ※ ※いずれも本体のほか、銘板（工事内容を証する書類に記載の型番が記載されているもの）の写真も提出すること 【高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション】 ☐導入設備※ ※いずれも本体のほか、銘板（工事内容を証する書類に記載の型番が記載されているもの）の写真も提出すること 注意 <u>照明機器の銘板などは工事中でないと撮影できないものもあるため忘れずに撮影すること。</u>	
【ZEH、ZEH+】		
☐BELS 評価書の写し	☐交付申請時に示した ZEH ランクの省エネ性能表示を取得していることが確認できる	
☐住宅完成後の関係図面	☐交付申請時からの変更箇所が分かるもの ※交付申請時から変更がない場合は提出不要です。	

☐ 完成写真	【共通】 ☐住宅外観全体の写真 ☐高断熱外皮の写真※¹ ☐窓 ☐床※² ☐壁※² ☐屋根※² ☐玄関ドア ※¹ いずれも本体のほか、銘板等（型番や製品名が確認できるもの）の写真も提出すること ※² 断熱材を敷設していることが分かるものとする ※² 全ての施行面を撮影すること。 【注意】 <u>工事中でないと撮影できないものもあるため忘れずに撮影すること。</u> ☐関連設備の写真※ ☐空調 ☐給湯 ☐換気 ※いずれも本体のほか、型番が確認できるもの（銘板等の写真又はメーカー等が発行する納品書又は出荷証明書等）も提出すること 【ZEH+で「HEMS による制御」を選択した場合】 以下の内容がわかる HEMS 機器のモニター画面 ☐太陽光発電設備の発電量 ☐以下の設備が HEMS と連携されていること ☐住宅内の暖冷房設備 ☐給湯設備 ☐蓄電システム※ ☐燃料電池※ ☐充電設備又は充放電設備※ ※設置する場合のみ 【ZEH+で電気自動車の充電設備又は充放電設備の要件を選択した場合】 ☐充電設備又は充放電設備※ ※いずれも本体のほか、銘板（型番が確認できるもの）の写真も提出すること ☐分電盤※ ※充電設備又は充放電設備専用の分岐回路（＝専用回路）を設置していることが確認できること ☐車庫	P40-41
☐ 一次エネルギー消費量計算結果※ ※ZEH+の選択要件で「強化外皮基準」を選択した場合のみ。交付申請時に提出した場合は不要。		
【効果促進事業】		
☐ 定量的な CO2 削減効果が分かる資料		
☐ 事業の実施風景等が確認できる写真		

(3) 請求

提出書類と確認事項		記入例
□請求書（第17号様式）		P42
□通帳等の写し	以下が確認できるもの □補助金振込先の口座名義人（フリガナ） □金融機関名 □店名 □預金の種類 □口座番号	

(4) その他の手続

変更の手続きについて		
提出書類と確認事項		記入例
□変更承認申請書 （第9号様式）	申請時の交付申請額に変更が生じる場合は原則として、変更に係る工事着手前に変更の手続きが必要です。不明な点があれば、変更前に補助金事務局までご相談ください。 ※交付申請額が変わらない変更（軽微な変更）がある場合は、完了時の実績報告書の記入欄に変更内容を記入してください。 （例） ・ 交付申請額が変わらないサイズや仕様の変更 ・ 引越しなど申請者の住所の変更 ・ 工事施工者の変更 など	
□その他変更の内容が分かる資料 （任意様式）	工事の変更内容が分かるよう、事業費内訳書（別紙2）、見積書、関係図面などを添付してください。	
廃止の手続きについて		
提出書類と確認事項		記入例
□廃止承認申請書 （第10号様式）	改修工事を中止するなど補助金の交付申請を取りやめる場合は必ず提出してください。	